

取り組み状況資料

条 項：第12条 職員の役割と責務

職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

取り組み：第1項

①新人職員研修の一单元として自治基本条例について説明

②新規採用内定者へ条例啓発パンフレットを送付

第2項

③政策形成、政策法務基礎研修の実施

平成27年度 新規採用職員研修

江別市と市民自治

江別市自治基本条例

江別市企画政策部
平成27年10月5日

自治基本条例とは

「市民自治によるまちづくり」

を進めるための**基本ルール**

・まちづくりの基本となる理念や原則、議会、市長、市民それぞれの役割と責務、権利などを定めています。

自治基本条例の検討

- 全国、画一的なまちづくり →
自分たちで考え、自分たちの責任で個性ある独自のまちづくりへ！
- 地域を取り巻く環境の変化 →
的確に応えるため
- 市民の自治意識の芽生え →
まちづくりに活かす仕組みづくりが必要

共通のルールが必要

条例制定まで

- 市民懇話会
平成17年6月 江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会設置
平成18年8月 中間報告書を市長に提出
9月 市民との意見交換会を開催
10月 中間報告に対する市民意見募集
平成19年3月 最終報告書を市長に提出
- 制定審査委員会
平成19年11月 江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会設置
平成20年 3月 自治基本条例講演会開催
8月 中間報告書を市長に提出
9月 中間報告に対する市民意見募集
12月 最終報告書を市長に提出
- 市議会
平成21年 3月 江別市自治基本条例案を市議会に提案
6月 市議会本会議で江別市自治基本条例可決

平成21年7月1日 江別市自治基本条例施行

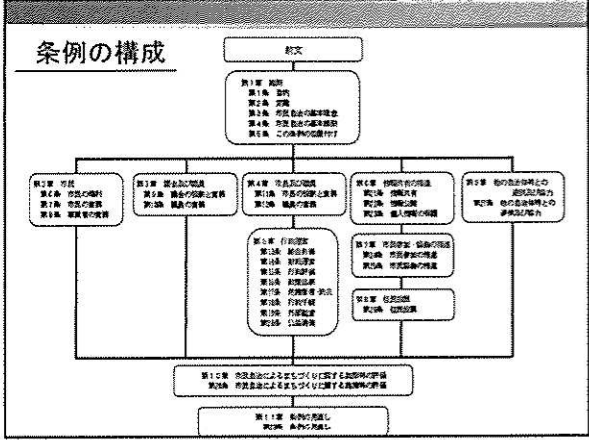
概要・特色

概要

- ・前文と11章・29条及び附則で構成
- ・「最高規範」としての位置付け
- ・市民自治の基本理念と3つの基本原則

特色

- ※ 37回に亘る市民懇話会での検討
～市民が主体となって、条例の骨子を作り上げた制定過程～
- ※ 役割や責務を明確化
- ※ 理念と原則、自治運営を行う上での基本的な事項を明確化



第5章 行政運営

第13条 総合計画

➡ 第6次江別市総合計画（H26～）

第14条 財政運営

第15条 行政評価

第16条 政策法務

第17条 危機管理・防災

第18条 外部監査

第20条 公益通報

第7章 市民参加・協働の推進

第24条（市民参加の推進）

- 1 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。
- 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。
- 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。
- 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

市民参加条例

- ◆平成25年12月 市議会請願採択
- ◆平成26年11月 江別市市民参加条例制定委員会
- ◆平成27年 2月 制定委員会報告書
- ◆平成27年 6月 市議会議決



平成27年10月1日 市民参加条例施行

市民参加条例の施行

これまで	条例施行後
<ul style="list-style-type: none"> ・江別市パブリックコメント手続要綱 ・江別市審議会等の委員の選任に関する要綱 ・各行政委員会及び審議会等に関する会議等の公開について（内部通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ・江別市市民参加条例 ・江別市市民参加条例施行規則

市民参加手続きに関する主な変更点

対象

これまで	条例施行後
<p>市の基本構想その他基本的な事項を定める計画</p> <p>市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画 ・ 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例 ・ 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画 ・ 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

方法

これまで	条例施行後
<ul style="list-style-type: none"> ・必須手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会（法令に規定あり） ・ パブリックコメント ・任意の手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会等 ・ 市民説明会 ・ 市民ワークショップ ・ アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・必須手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会（法令に規定あり） ・選択必須手続 <p>必ず次の1以上の手続を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会等 ・ パブリックコメント ・ 市民説明会 ・ 市民ワークショップ ・ アンケート調査

自治基本条例とは、どのような条例ですか？

A 自治基本条例は、市の「最高規範」とも言われる条例です。市民自治によるまちづくりを進める上での理念や原則、基本的なルールなどを定め、議会・市長・市民それぞれの役割と責務、そして権利などを明確にし、市民が主役のより良いまちづくりの実現を目指すための条例です。

市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することを行います。

また、まちづくりとは、建物や道路などの整備や市政運営だけでなく、暮らしやすく魅力あるまちにしていきたいための、公共的な活動すべてをいいます。

なぜ自治基本条例が必要なのですか？

A 平成12年の地方分権改革により、自治体は国と対等の立場で協力し合う関係になり、自治体の権限と責任も一層大きくなりました。

これにより各自治体は、自分たちのまちのことを自分たち自身で考え、自分たちの責任で決めていくことになりました。江別市も、これからのまちづくりをどのような考えのもと、どのように進めていくべきかを明らかにすることが大切です。

このような背景から、市民、議会、市長が相互に協力し合いながらまちづくりを進めていくための基本ルールとして、自治基本条例が必要になりました。

市民参加

【市民参加の推進】(第24条関係)

まちづくりの主体は市民であり、「自ら考え、行動すること」を市民自治の基本としています。

市は、住みよくなるために、市民の考えが反映されるよう意見公募制度(パブリックコメント)などの仕組みづくりを進めるほか、政策の企画・立案・意思決定の過程から市民の意見、評価に至る各段階において、市民の意見が適切に反映されるよう市民参加を推進します。

なお、市民参加にあたっては、市民が、性別、年齢、障がいの有無や経済状況、宗教、国籍などによって、不合理な不利益を受けないように配慮が必要となります。

市民協働

【市民協働の推進】(第25条関係)

まちづくりを進めるにあたっては、自前・互助・公的な基本的な考えのもと、市民と市がお互いに協力・連携し合いながら取り組んでいくことが大切です。そのために、市民と市の双方が、協働のまちづくりを進めるための環境づくりをしていくことを「市民協働の推進」として表しています。

また、市は市民のまちづくり活動に対する自主性や自立性を尊重し、必要とされる支援をはじめ、制度の整備を行うこととしています。

なお、市民協働は、市民の皆さんが自ら考え、行動するものですが、様々な事情により、まちづくりに参加できない場合もあります。このため、参加しないことによって不合理な不利益を受けないように配慮が必要となります。

基本条例

自治基本条例についての最新情報は、市のホームページで <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp>

江別市自治基本条例

江別市 企画政策部 政策推進課

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
TEL.011-381-1033 FAX.011-381-1071 E-mail seisaku@city.ebetsu.lg.jp

市民自治の 芽を 育てよう!!

江別市自治基本条例が平成21年7月1日に施行されました。

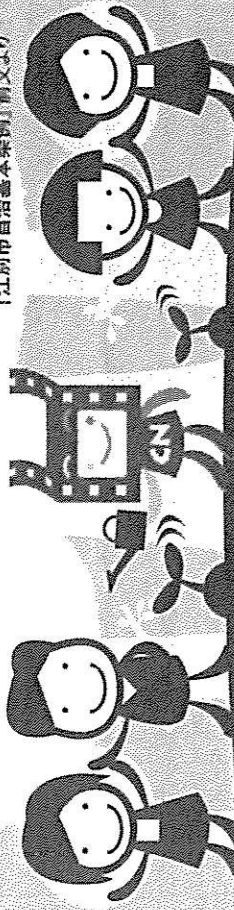
わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原野の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきもの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。

わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、江別市民意識に培われた理念に沿って、命をばくむ水と緑の大きい自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切に、人中心のまちづくりを進めていきます。

ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

「江別市自治基本条例」前文より



江別市の市民協働のイメージキャラクター「コロボちゃん」です!

市民自治の芽がやがてひとつの森へと成長し、 未来の江別をつくりめます。

市民自治の 基本原則 その1

情報共有の原則

市民と市が、まちづくりに関する情報を共有します。

【情報共有】(第21条関係)

市は、まちづくりに関する情報を速やかに、わかりやすく市民に提供するとともに、制度や体制の仕組みづくりを進めます。

市民は、まちづくりに関する関心を高め、情報共有を進めます。

市民自治の 基本原則 その2

市民参加・協働の原則

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加と協働を進め、市はそれを尊重します。

【市民参加の推進】(第24条関係)

【市民協働の推進】(第25条関係)

※次頁に掲載しています。

たくさんの市民がまちづくりに参加することにより、市民自治の芽はさらに大きく育ちます。

江別市自治基本条例の基本理念

市民自治の芽には、市民の皆さんが、まちの情報共有し、自ら思いを行動にうつし、まちづくりに参加することで、市民の手によって住み良いまちをつくっていききたい！そんな願いが込められています。

市民一人ひとりがまちづくりへの関心を高め、相互のコミュニケーションを深めることで市民自治の芽が育ちます。

市民が主体となった市民懇話会の思いから、「市民自治の芽」がひらきました。

私たちが
よく
知って

市民自治の思いが
実現するまで
頑張りましょう！

市民自治の芽は、
提供しやすい情報を
提供していきます。

市民自治の思いが
実現するまで
頑張りましょう！

市民自治の思いが
実現するまで
頑張りましょう！

市民自治の 基本原則 その3

信託と責任の原則

議会と市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実にまちづくりを運営する責任を負います。

【議会の役割と責務】(第9条関係)

議会は、選挙により信託を受けた議員により構成される議決機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市民の意思を政策形成に反映します。

【市長の役割と責務】(第11条関係)

市長は、市民から信託を受けた市の代表者として、この条例にもとづき、市民自治のまちづくりを進めます。

政策形成、政策法務基礎研修の実施

1 政策形成（基礎）研修

(1) 目的

政策形成に必要な問題発見力、問題解決力、創発力の基本を磨き、まちづくりを進めるうえで必要な政策立案の実践的方法を習得する。

(2) 対象

採用6年目の職員他

(3) 概要

江別市を取り巻く環境変化について学び、その後、グループ毎に政策課題を選択し、課題解決のために事業を企画して政策提言を行う。

平成 27 年度	研修期間：5月21日～10月13日（講義：5回6日間）		
	グループ	テーマ	人数
	1	大学生起業家育成事業	6人
	2	江別駅周辺における地場産品を活用した店舗集積事業	7人
3	江別市認定ロゴ作成・活用事業	6人	

平成 26 年度	研修期間：4月24日～10月9日（講義：5回6日間）		
	グループ	テーマ	人数
	1	大学の研究拠点学外設置事業	5人
	2	地元食材が集まる道の駅建設事業	5人
	3	共働き世帯通園通勤支援事業	6人
4	江別市と近隣市町村の子育て世代組織化による市情報提供ツール開発事業	5人	

平成 25 年度	研修期間：5月13日～9月25日（講義：4回5日間）		
	グループ	テーマ	人数
	1	体力測定出張事業	5人
	2	江別名産品確立事業	5人
	3	防災スタンプラリー事業	5人
4	SNSを使った子育て世帯への情報発信事業	5人	

2 政策形成（実践）研修

（1）目的

組織の中核として重要かつ複雑な職務を執行管理する監督者の役割を再認識するとともに、行政環境の変化を的確に把握し、即応する適切な政策形成と適正な行政執行を確保するために必要な高い識見と実践能力を養成する。

（2）対象

係長職昇任3年目の職員他

（3）概要

地方自治を取り巻く環境の変化についての講義、政策形成の実習、政策ディベートなどを行う。

（4）参加人数

平成27年度 28人 平成26年度 28人 平成25年度 27人

3 政策法務（基礎）研修

（1）目的

市民サービス向上のための政策立案について、関係する法体系のもとで、合理的に条例化する知識と手法を習得する。

（2）対象

採用4～7年目の職員他

（3）概要

分権時代の行政運営、自治体の政策形成、法制執務などについて学ぶ。

（4）参加人数

平成27年度 15人 平成26年度 22人 平成25年度 13人